国際売買における統一法への参加の意義と影響

~ 国際物品売買契約に関する国連条約(ウィーン売買条約)~

なかむら なおき 外交防衛委員会調査室 中村 直貴

1.はじめに

第二次世界大戦後、貿易、国際投資などの経済活動における国家間の障害を除去するための国際的な取組が推進されてきた。これにより、企業等の経済活動は国境を越えて世界全体に拡大され、その内容も多様化してきた。そして今日、「グローバリゼーション」の言葉に象徴されるように、世界の国々と個々人とが緊密かつ複雑な諸関係を形成する中、国際的な経済活動も一層活発化している。

こうした貿易、投資などの経済活動は、一般に「国際取引」と称され、その歴史は中世 ヨーロッパに遡ることができる。しかしながら、現代に至ってもなお、国際取引から生ず る紛争の解決に当たってはいずれかの国の裁判所の手続によるほかなく¹、国際取引を一般 的に規律するための法規範(国際取引法²)の形成は十分ではないとされる。

国際取引の中でも、貿易に代表されるような物品の取引は「国際物品売買」と称され、現代における国際物品売買は主に大企業間において取引されている。取引の内容は契約当事者の私的自治に広く委ねられているが、取引が円滑に行われるためには、当事者の権利義務等があらかじめ予測可能であることが望ましい。

しかし、起こりうる問題すべてを当事者が事前に想定することは困難であることに加え、各国の売買に関する国内法は基本的に各国の商習慣等を踏まえ、主に国内売買をカバーすることを目的に立法されている。このため、当該国内法を国際物品売買に直接適用することが適切でない場合もある。こうした理由から、国際物品売買に関する統一法の策定が要請され、その取組は 1930 年代から進められてきた。

統一法の代表的なものとしては、1964年7月に採択され1972年8月に発効した「国際物品売買についての統一法に関する条約」及び「国際物品売買契約の成立についての統一法に関する条約」(以下、両条約を併せて「ハーグ条約」という。)等がある。ただ、ハーグ条約は、内容的には精緻で優れたものではあったが、必ずしも国際取引の実務を反映していないことや、発展途上国及び社会主義諸国の意見が十分に反映されていないことなど

¹ 国際裁判管轄権に関する各国の原則は必ずしも明確ではないこと、また、各国の国際私法(抵触法ともいう。 脚注 10 を参照)の内容が同一でないことから、いずれの国の裁判所で判断するかによって、適用されるべき 法規範が異なってくる可能性もある。

² 「国際取引法」の定義と範囲については、定まった見解は存在しない。国際法が基本的に国家間の関係を規律するのに対し、国際取引法は私人間の商取引を規律する。また、国際経済法が企業の国際的な経済活動を経済政策的観点から規律する公法的性格を有するのに対し、国際取引法は企業の個別の取引から生ずる権利義務を定める。高桑昭『国際商取引法 第2版』(有斐閣 2006) 4-5 頁参照。

から、国際的に受容され得るかが疑問視されていた3。

今国会(第 169 回国会)に承認案件として提出された「国際物品売買契約に関する国連条約⁴」(以下「ウィーン売買条約」又は「本条約」という。)は、ハーグ条約の内容を受け継ぎながらも、より実際的かつ具体的なアプローチが採られている点に特徴があり、多くの国にとって受け入れやすいものとなっている⁵。本稿では、本条約の概要と意義を紹介するとともに、本条約への加盟が我が国に及ぼす影響等について概説する。

2. 本条約をめぐる状況と我が国の対応

(1) 本条約への加盟状況等

ウィーン売買条約は、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)によってハーグ条約の内容を再検討する形で起草され、1980年4月にウィーンで開催された外交会議で採択された後、1988年1月に発効したものである。その後、本条約の加盟国は着実に増加し、現在既に米国、中国、韓国、オーストラリア、ドイツ、シンガポール、オランダ、カナダ、メキシコ、フランス、イタリア、ロシア等70か国が加盟しており、先進国の中で加盟していないのは、我が国と英国のみとなっている(2008年1月現在)。

また、加盟国の増加に伴う本条約に基づく判決例及び国際商業会議所等による仲裁判断の蓄積により、同条約の解釈及び適用に関する予見可能性も高まっていることなどから⁶、世界標準ルールとしての地位を確立しているとされる。

(2) 本条約に対する我が国の対応

これまで我が国が本条約に加盟してこなかった理由は必ずしも明白ではないが、「条約にどの程度の国が参加するかなど、予見できない要素が多い」などの理由があったとの指摘がある。また、産業界の一部からの反対や無関心、すなわち80年代から90年代を通じ、国際取引においては米国法及び英国法が実質的な統一法として機能していたため、本条約に対する産業界からのニーズが希薄だったという点も、現在に至るまで未加盟状態に置かれていた背景として考えられる「。

しかし、近年、経済のグローバル化に伴う取引相手の多様化(アジア諸国との貿易増加等)などの環境変化を受け、外国の多様な法制度に対応するための負担が増加しつつある。例えば、現在、日本企業と外国企業との間の取引において契約不履行や返品などのトラブルが発生した場合、いずれの国の法が適用されるのかといった点で不確実な状態にある。すなわち、同一の事件が、いずれの国の法の適用を受けるかによって異なる判断を受ける

³ 山田鐐一、佐野寛『国際取引法 第3版』(有斐閣 2006) 98 頁。

⁴ 本条約の英語名は、「United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods」であり、「CISG」と略称されることも多い。

⁵ 山田鐐一、佐野寛『国際取引法 第3版』(有斐閣 2006) 101 頁。

⁶ ドイツだけでも 200 を超える判決や仲裁判断が蓄積され、UNCITRALホームページとリンクされた大学や研究所のネットワークが大データベースを構築しているとされる。 曽野和明「ウィーン売買条約への加入に向けて - 世界の現状と今後の展望」『ジュリスト No.1331』(有斐閣 2007.4.1)2 頁参照。

⁷ 久保田隆「CISG批准と日本の課題」国際商取引学会編『国際商取引学会年報 2007 vol. 9』(雄松堂出版 2007) 119 頁。

可能性があり、判決結果によっては損害賠償の算定額が大きく異なるケースもあるなど、取引はリスクを伴うものとなっている。そのため、こうした負担を軽減するとの観点から、産業界などから本条約への加盟要請がなされるようになり、加えて、「国際取引のルールが明確化すれば、外国企業も日本企業との取引がしやすくなる」として、国際取引の促進という観点からも条約加盟を望む声が強まってきている。

また、上述のように本条約発効以降、加盟国が順調に増加していることや、本条約に係る判例が蓄積されてきたことなどから、世界標準ルールとしての地位を確立しつつあり、本条約をめぐる環境も以前と比して大きく変化している。

こうした状況にかんがみ、政府は、2006年より学識者らとの間で検討を開始し、2007年9月に法務省及び外務省が産業界を交えた共同研究会を開催するなどした後、同年12月、本条約に加盟する方向で合意が見られた。これを受け、2008年2月22日、第169回国会において、本条約に係る承認案件が提出された。

3. 本条約の内容

(1)条約の全体像及びポイント

本条約は、国際物品売買契約について統一規定を設けることにより、国際取引における 法的障害を除去し、かつ、国際取引の発展を促進することを目的とする。本条約は、前文、 本文 101 条及び末文から成り、統一法としての規模は史上最大規模であるとされる⁸。

条文は4部構成となっており、第1部が本条約の適用範囲及び総則に関する規定、第2部が契約の成立に関する規定、第3部が売主及び買主の権利義務に関する規定、第4部が条約の効力発生や留保等の国際公法規定を定めた最終規定となっている⁹。

なお、本条約のポイントとして、以下の5点が挙げられる(次頁参照)。

(2)本条約の適用範囲

本条約におけるハーグ条約からの重要な修正点として、条約の適用範囲がある。本条約は、主に異なる締約国に所在する企業間の契約に適用され(第1条)原則として個人消費者取引、競り売買、強制執行、有価証券、船及び電気等の売買には適用されない(第2条)。また、任意規定であることから特約があればそちらが優先される(第6条)。

ハーグ条約においては、非締約国に営業所を有する者の国際売買についても適用されることに対して強い反発があり、幾つかの締約国が非締約国との関係において留保を行うなどとしたため、適用範囲の統一性が著しく後退したという経緯がある。本条約は、こうした経緯を踏まえ、条約の適用範囲を、異なる締約国に営業所を有する当事者間の売買に限

⁸ 齋藤彰「ウィーン売買条約(CISG)への日本の加盟とそのインパクト」『JCAジャーナル 第54巻8号』 (日本商事仲裁協会 2007.8)50頁。

⁹ なお、本条約は、「売買契約の成立並びに売買契約から生ずる売主及び買主の権利及び義務についてのみを規定する」ものである(本条約第4条)。すなわち、契約の有効性の問題(錯誤、公序良俗違反など)と所有権移転(移転方法、移転時期など)に関する問題は対象外であり、これらは国内法による規律に委ねられている。「ウィーン売買条約をめぐる国際契約の新時代【国際ビジネス法フォーラム全記録】」『JCAジャーナル 第55巻2号』(2008.2)70頁参照。

ウィーン売買条約のポイント

- 1、本条約は、国際物品売買契約に関し、主に以下の2点について規定する。
 - (1) 契約の成立
 - (2) 当事者(売主・買主)の権利義務

(ただし、契約の有効性、契約が物品の所有権に及ぼす効果については規律しない)

- 2、主に、異なる締約国に営業所を有する企業間の物品売買契約に適用され、消費者取引等には適用されない。
- 3、本条約は任意規定であり、特約があればそちらが優先する。
- 4、契約の成立について、主に以下のように規定する。
 - (1) 承諾の到達時を契約成立時とする
 - (2)申込みに対する承諾の内容が申込みの内容と異なる場合であっても、その相違が 実質的でない場合には、契約の成立を認めることによって申込みと承諾の軽微な 相違による契約の不成立を回避する
- 5、当事者の権利義務について、主に以下のように規定する。
 - (1)契約の尊重の観点から、契約の解除を重大な契約違反がある場合に限定する
 - (2)債務者による契約違反が予想される場合について、債権者保護のために、契約の 履行期日前の契約解除といった予防的な救済方法を規定する

(出所)外務省資料を基に作成

定することにより、ハーグ条約と比して条約の適用範囲を狭めようとしたものである(第 1条1項a)

加えて、本条約は、当事者の営業所が締約国に存在しない場合であっても、国際私法¹⁰の準則により「締約国の法律」が準拠法と指定される場合には、本条約が適用されるとしている(第1条1項b)。例えば、A国の国際私法の準則によりB国の国内法が準拠法として指定されている場合、もしB国が本条約の締約国であれば、本条約が準拠法として適用されることになる。これは、条約の適用範囲を当事者の営業所の所在する締約国間の国際売買以外にも拡張しようとしたものである¹¹。

これに関連し、本条約は、留保等を定めた第4部において、締約国は1条1項bに拘束されない旨の宣言ができるとしている(第95条)。この規定は、国際取引に適用すべき国内法を有する米国や中国などが強く主張した結果加えられた規定であり、実際、米国や中

^{10「}国際私法(抵触法ともいう)」は、紛争に対してどの国の法律(民法、商法等)を準拠法として適用し、解決すべきかを決めるものである。齋藤彰「ウィーン売買条約(CISG)への日本の加盟とそのインパクト」『JCAジャーナル 第54巻8号』(日本商事仲裁協会 2007.8)50 頁参照。

¹¹ 山田鐐一、佐野寛『国際取引法 第3版』(有斐閣 2006)99頁。現在、「日本法」が準拠法として指定された場合には日本の民商法が適用されているが、我が国が本条約の締約国となった後は、国際売買契約書において「日本法」を準拠法と定めた場合には本条約が適用されることが予測される(ただし、「日本法」の文言だけでは、従来の民商法と本条約のいずれを意図したものかにつき、当事者間で解釈に齟齬が生じる可能性は残る)。また、契約書において準拠法を選択していない場合であっても売買契約の両当事者の営業所がどちらも締約国にあれば本条約は当然に適用される。齋藤彰「ウィーン売買条約(CISG)への日本の加盟とそのインパクト」『JCAジャーナル 第54 巻8号』(日本商事仲裁協会 2007.8)51 頁参照。

国等は95条による宣言を行っている12。この宣言により、締約国が1条1項bの規定の適用を留保した場合、当該国の国内法が準拠法となる場合には、その国内法の適用が確保される。なお、我が国は、国際取引に適用することを目的とした国内法が存しないことから、95条による宣言は行わないこととしている。

(3)契約の成立

一般に、国際物品売買契約は、当事者の複雑な折衝を経て成立に至る場合が多いとされる。その過程において、契約が成立したか否かという点に関して当事者間で紛争が生じた場合、契約の成立に関する法制が各国で異なっていることや、当事者間で契約の成立について特約がなされていることも多いことなどから、その解決には困難を伴う¹³。

本条約第2部は、以上のような性格を持つ国際物品売買における契約の成立について規定している。本条約は、「契約は、申込みに対する承諾がこの条約に基づいて効力を生ずる時に成立する」と規定し、「申込み」と「承諾」という二つの意思表示の合致により契約が成立することとしている(第23条)。その限りでは契約成立の基本的部分は我が国の民法と同じであるが¹⁴、以下のように我が国民法との相違が見られる部分もある。

すなわち、我が国民法では契約の成立時期(承諾の効力発生時期)について、「隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する」(民法第526条)として発信主義を採用しているのに対し、本条約では到達主義(18条2項)を採用している。また、我が国民法は「承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない」(民法521条)「承諾の期間を定めないで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない」(民法第524条)とし、原則として申込みの撤回を認めていない。これに対し、本条約においては、相手方が承諾の通知を発する前に撤回の通知が相手方に到達する場合には撤回できるとしている(第16条)。

また、我が国民法では「承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなす」(民法第528条)として、変更を加えた承諾は新たな契約の申込みとされ契約が成立しないとされている。これに対し、本条約では、申込みに対し変更を加えた承諾であっても、申込みの実質的内容を変更しないときは承諾となり、変更を加えた内容で契約が成立するとしており(第19条)、我が国民法と比して申込みと承諾の完全一致原則が緩和されている。

_

¹² 95 条の宣言を行った国として、米国、中国のほか、チェコ、スロヴァキア、シンガポール、セントヴィンセントがある。

¹³ 浅田福一「国際物品売買契約成立をめぐる今日的課題『商学研究 vol.40 No.2』関西学院大学 1992 20-21

¹⁴ 甲斐道太郎、石田喜久夫、田中英司『注釈 国際統一売買法 』(法律文化社 2000)102頁。すなわち、申込みと承諾によって契約が成立し、口頭でも契約が成立し、書式要件もない。久保田隆「CISG批准と日本の課題」国際商取引学会編『国際商取引学会年報 2007 vol.9』(雄松堂出版 2007)124頁参照。

(4)物品売買における当事者の権利義務

売買契約は、その対象となる物品(目的物)の所有権を売主から買主に移転することを 目的とするものである。本条約第3部は、売買契約における売主及び買主の権利義務につ いて規定している。

売主の主要な義務は、 物品引渡義務、 書類交付義務、 所有権移転義務であり(第30条)買主の主要な義務は、 代金支払義務及び 物品の引渡受領義務である(第53条)。また、売主及び買主の共通の義務として、 売主は、買主による受領遅滞があった場合において、 買主は、受け取った物品について解除権等を行使しようとする場合等において、それぞれ物品保存義務が課されている(第85条ほか)。また、契約違反による損害賠償を主張しようとする売主及び買主は、損害軽減義務を負い、契約違反から生ずる損害について、できるだけ損害を軽減するための合理的な措置をとることとされている(第77条)。

一方、売主及び買主の権利、すなわち、相手方の義務違反に対する救済方法として、売 主及び買主には、共通の権利として 損害賠償請求権及び 契約解除権(第25条にいう「重 大な契約違反¹⁵」がある場合に限る)が認められている(第45条、第61条、第49条、第 64条)¹⁶。

上記の共通の救済方法に加え、売主は、買主による代金不払等の場合には、買主に対し 代金支払等の履行を請求することができ(第62条) また、買主は、売主が物品を引き渡 さない場合には引渡請求(第46条1項)を、引き渡された物品が契約内容と不適合の場合 には代替品引渡請求又は修補請求をすることができる(同条2項、3項) ただし、代替品 引渡請求は、契約解除の場合と同様に「重大な契約違反」(第25条)がある場合に限られ る。

このほか、第3部においては、契約の相手方に履行に対する不安がある場合の債権者保護として、履行期前の予防的救済方法について規定している。すなわち、 相手方が一定の理由によりその義務の履行をしないことが明らかとなった場合には、自己の義務の履行の停止(第71条)が認められ、 相手方が重大な契約違反を行うであろうことが履行期日前に明白である場合には、 履行期前の契約解除(第72条)が認められている。

4. 本条約の加盟に伴う影響 ~ むすびにかえて~

(1)本条約締結の利点と課題

本条約を締結することにより、我が国の企業は国際物品売買において紛争が発生した場合でも、それを解決する規範が明確ではないという不安定さを回避することができ、また、 両当事者に共通の法である本条約を基礎として交渉を行うことができることから、国際取引の円滑化及びその発展に資することが期待されている。

16

¹⁵ 本条約第25条は「当事者の一方が行った契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとする」と規定している。
16日本においては、契約解除に当たっては通常催告を要するが、本条約においては無催告解除を認めている点に

注意を要する。また、日本法では、損害賠償及び契約解除について、債務者の故意又は過失が要件となるが、いずれの救済方法も、相手方の過失を要件としていない点にも注意を要する。久保田隆「CISG批准と日本の課題」国際商取引学会編『国際商取引学会年報 2007 vol.9』(雄松堂出版 2007) 125 頁参照。

他方、以上のようなメリットの反面、本条約に対する課題も指摘されている。すなわち、本条約に基づく国際物品売買取引に関する判例の蓄積が、歴史の長い英米法や日本法の判例と比して不十分な点も多く、その点で国毎に司法判断が異なってくる可能性があること、本条約の適用範囲が契約法に限られるため、各国の担保法、倒産法、手続法等の介入を免れず、その点において法的予見可能性が低いことなどである。本条約への加盟に当たっては、こうした懸念が払拭されなければならず、また、条約の加盟が我が国に及ぼす影響についても十分な配慮がなされるべきである。

(2)本条約への加盟に伴う影響

本条約への加盟が実現した場合、国際取引の円滑化及び発展が期待されることは上述の とおりだが、その場合、政府及び企業等がいかに本条約を活用し、発展の足がかりとする かが課題となる。企業側には加盟に伴う実務対応が求められようし、政府には本条約に係 る判例の蓄積や情報発信などの適切な対応が必要となろう。

また、本条約への加盟が国内の私法環境に及ぼす影響についても十分考慮されるべきである。例えば、韓国の加盟の背景には、国内私法の国際化への期待があったとされる¹⁷。 我が国の学界においては、1898 年に制定された規定を残す民法等を現代化するための具体的対策の一つとなり得るとする見解が見られる¹⁸。本条約への加盟に対しては、法務省が積極的な動きを見せているとされるが、本条約への加盟が我が国の国内法環境あるいは国民生活にいかなる影響を与えると考えられるのか等、国際的な私法統一という課題を視野に入れた国内法改革の展望について明確な説明が求められよう。

既に述べたように、現在、本条約の加盟国は主要先進国を含む70か国に上るが、先進国の中で未加盟であるのは、我が国と英国だけとなっている¹⁹。また、中国(1986年)シンガポール(1995年)韓国(2004年)等は既に加盟しているものの、ASEAN諸国を中心に未加盟国がアジアに集中している状況となっている。この点において、我が国の加盟がアジア諸国に与える影響と意義は大きいとされるが、現段階に至るまで未加盟状態が継続されてきた理由は明白ではない。我が国が、アジアの旧社会主義国等に対して、自由主義経済へ移行させるための法整備支援を実施している実態にかんがみれば²⁰、我が国の国際経済分野への積極性あるいは国際支援に係る政策の在り方が問われる可能性もある。

我が国は、条約等の批准に対する受け身の姿勢がしばしば指摘される。条約の批准が我が国の法秩序や経済、産業、社会状況に及ぼす影響については、慎重な検討を要することは論を待たないが、グローバル化の進展が一層加速され、経済活動に関する法的な国際ル

¹⁷ 久保田隆「CISG批准と日本の課題」国際商取引学会編『国際商取引学会年報 2007 vol. 9』(雄松堂出版 2007) 119 頁。

¹⁸ 久保田隆「CISG批准と日本の課題」国際商取引学会編『国際商取引学会年報 2007 vol. 9』(雄松堂出版 2007) 120 頁。

¹⁹ 英国においては、国際取引において英国法や法律サービスの優位性が保てるか否かについて意見が分かれており、一部の法曹界・実務界等が反対しているとされる。ただ、そうした抵抗を受けながらも加盟に向けた動きも見られる。

²⁰ 曽野和明「ウィーン売買条約への加入に向けて - 世界の現状と今後の展望」『ジュリスト No.1331』(有斐閣 2007.4.1)5頁

ールの形成が喫緊の課題とされている中、こうした流れに乗り遅れることは結果として我が国の国益を損なうことにもなり得る。今後、どのような体制が我が国の国益に適い、そのためにいかなる対応が必要かといった広範な議論を通じ、国家全体としての戦略に基づく積極的かつ迅速な法的側面を含む国際経済政策が実施されていくことが重要となるのではないだろうか。